

関連団体登録申請書

豊島区長 様

下記のとおりの内容にて、必要書類を添えて申請します。

団 体	ふりがな		
	名 称		
	所 在 地	〒 ー	
		TEL :	FAX :
		Eメール :	
次のいずれか該当するものに「✓」をお付け下さい。			
<input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 <input type="checkbox"/> 町会・青少年団体・社会教育団体・高齢者クラブ・商店会等の区内の地域団体 <input type="checkbox"/> 区が設立する財団法人			
利用者ID (登録番号)	※公共施設予約システムにて登録済みのIDをお持ちの団体は登録済のIDをご記入下さい。 IDをお持ちでない団体は、ご希望のIDをご記入下さい。 該当する方の「□」に「✓」をお付け下さい。		
	<input type="checkbox"/> 登録済		
	<input type="checkbox"/> 未登録	※英数8～16文字・数字のみ8～15文字・大小文字の区別なし・登録後の変更不可	
代表者	ふりがな		
	氏 名		
申請者 (連絡先)	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
		TEL :	FAX :
Eメール :			
		<input type="checkbox"/> 書類送付先として <input type="checkbox"/> 申請者を希望する (□に✓をお付け下さい)	

男女平等推進センター（エポック10） ご利用にあたって

◎ 【重要】利用のキャンセル、使用料の納付・還付等について

1. 使用料は受付窓口にて現金でお支払いください。
※当面の間はご利用日当日にお支払いをお願いいたします。
2. **ご利用日より前にお支払いいただいた場合、使用料はお返し出来ません。**
ただし、次の場合はお返しいたします。
 - ① 利用者の責任のない理由により、利用することが出来ないとき。（全額還付）
 - ② 利用日の10日前までに、利用取り消し「還付申請手続き」が終了しているとき。（半額還付）
3. 「還付申請手続き」は開館日の午前9時～午後5時までに窓口で受付いたします。
※還付申請には「利用承認書」と「利用申請者の印鑑」及び「還付金入金口座の分かるもの」が必要です。ゆうちょ銀行(郵便局)は口座振込用の番号が必要です。

◎ 利用上のご案内

1. 「利用承認書」は、ご利用の際に受付窓口へご提示ください。
2. 次の利用時間を必ずお守りください。

平日・土曜日	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	夜間（6時～9時）
日曜日(月一回)	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	

利用後は机・イスを最初の状態にして、時間内に部屋を空けてください。

3. 各部屋での飲食は、「ゴミ」や「空き缶」等をお持ち帰りいただく条件で可能です。
※机・イス・床が汚れた場合は必ず受付窓口にお申し出ください。
4. 予約は登録団体・関連団体は3か月前、一般団体は2か月前、個人は1か月前の月の初日から可能で利用回数の制限はありませんが、予約開始月初日のみ予約は2枠までとさせていただきます。
5. 営利活動、特定の政治活動、特定の宗教活動、公益を害する活動には利用出来ません。
6. 当センターの利用の権利を、第三者に譲渡または転貸しすることは出来ません。
7. 大型物品又は大量に物品を持ち込むときは、事前に当センターの承認が必要です。
※利用時間のなかで物品の搬入と搬出を完了させてください。
※駐車場の利用をご希望される場合は、受付窓口へ予約が必要です。
8. 当センターは「禁煙」です。
9. 次の各号のいずれかに該当すると判断されるときは、
「利用の不承認」または「利用承認の取り消し」をさせていただきますことがあります。
 - ① 秩序又は風紀を乱す恐れがある、または当センターの管理上支障があると認められるとき。
 - ② 利用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - ③ 暴力団その他のこれに準ずる団体等、反社会勢力の利益になると認められるとき。
 - ④ 不当な差別的行為を助長するおそれがあると認められるとき。

上記について了承の上、利用致します。

〔署名〕 団体名

代表者名